

ロイヤル足立 居宅介護支援事業所 重要事項説明書

◆◆ 目次 ◆◆

1. 運営法人概要	1
2. ご利用施設	1
3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容	2・3
4. ご利用料金	3～6
5. サービスの利用方法	6
6. 事故発生時の対応及び賠償責任	6
7. 秘密保持と個人情報の保護について	7
8. 当事業所の居宅介護支援の特徴等	7
9. サービス内容に関する苦情	7

居宅介護支援重要事項説明書

この「重要事項説明書」は「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に基づき、居宅介護支援の提供の開始に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

1. 運営法人の概要

法人名	社会福祉法人 愛心会
法人所在地	徳島県小松島市中田町新開58
電話番号	0885-32-2277
代表者氏名	理事長 榊田 勝仁
設立年月	昭和 54年6月11日

2. ご利用施設

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 ロイヤル足立
指定日	令和
指定番号	
施設の名称	特別養護老人ホーム ロイヤル足立
事業実施地域	足立区 (地域以外の方もご相談ください)
電話番号	03-6807-1375
施設長	折原 栄輔
開設年月日	令和6年11月1日

(2) 職員体制 (令和6年11月1日 現在)

職種	職務内容	人員
管理者 (主任介護支援専門員)	事業所の運営及び業務全般の管理業務	常勤1名
主任介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に関わる業務	常勤1名
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に関わる業務	常勤0名

(3) 運営及び営業時間

営業日・営業時間	平日(月~土) 8:30~17:30 ※日・祝祭日および年末年始12月31日~1月2日を除きますが、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制となります。
----------	--

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 居宅サービス計画の作成（保険適用内）

①介護保険要介護認定において、「要介護1～5」と認定された方に、下記の手順で居宅サービス計画を作成いたします。
②当事業所の重要事項説明書を説明し、それについて同意を得ることができたら、契約書を締結させていただきます。
③契約後、介護支援専門員が利用者様のお宅を訪問し、お困りのことやご希望をうかがって、解決すべき問題を把握します。
④当該地域におけるサービス提供事業者の指定居宅サービスの内容や利用料等の情報を利用者及びその家族に提供し、利用者に指定居宅サービスを選択していただきます。利用者は居宅サービス計画に位置付けるサービス事業所（訪問介護・デイサービスなど）については複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、また当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能です。
⑤提供される居宅サービスの目標、達成時期、居宅サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
⑥居宅サービス計画の原案に盛り込んだ介護サービスについて、保険給付の対象にならないもの（自己負担分）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を説明します。
⑦利用者とサービス提供事業者とのサービス利用契約の締結にあたって、必要な支援を行います。
⑧サービス担当者会議等を開催し、居宅サービス計画の内容について利用者やサービス事業者と共通認識を得て必要な修正を加え、計画を最終的に決定します。
⑨介護サービス開始後、利用者の状況に応じてサービスが提供されるよう、状況把握に努め、サービス提供事業者との連絡調整を行います。
⑩実施状況に当たっては、利用者宅への訪問による面接を月に一度は行って把握に努め、その結果を記録に残します。
⑪居宅サービス計画の変更や要介護認定区分の変更にあたって、必要な支援を行います。
⑫利用者が介護福祉施設等への入所を希望される際には、利用者に介護福祉施設等に関する情報提供と連絡調整を行います。
⑬病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等を情報共有や連携をする必要がありますので、病院には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

(2) 給付管理（保険適用内）

居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用票及び提供による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

(3) 相談及び説明（保険適用内）

介護保険制度及び介護に関し幅広くご相談に応じます。

(4) 医療機関との連携及び主治医への連絡（保険適用内）

ケアプランの作成時又は変更時及びサービス利用時において必要なときは、利用者同意を得たうえで、関連する医療機関や主治医と連絡をとり、連携を図ります。

(5) 要介護認定に係る申請の援助（保険適用内）

①利用者の意見に基づいて、要介護認定等の申請に必要な援助をいたします。

②利用者の要介護認定の有効期間満了のおおむね30日前には、要介護認定の更新申請に必要な援助を行います。

4. ご利用料金

(1) 利用料

居宅サービス計画の作成料は、介護保険から全額給付されるため、原則として利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、ご利用者の介護保険被保険者証に支払方法に関する記載があったときは、各要介護度に応じ下の表の金額をお支払いいただきます。この場合、当事業所の発行する証明書を市町村に窓口へ提出をして、払い戻し（償還払い）を受けてください。

①基本料金

項目	取り扱い	介護度	単位数	×地域係数 11.40円 (1級地)
居宅介護支援度 I (i)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が1～39件	要介護1.2	1086	12380円/月
		要介護3.4.5	1411	16085円/月
居宅介護支援費 I (ii)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が40～59件	要介護1.2	544	6201円/月
		要介護3.4.5	704	8025円/月
居宅介護支援費 I (iii)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が60件～	要介護1.2	326	3716円/月
		要介護3.4.5	422	4810円/月
居宅介護支援費 II (i)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が1～39件	要介護1.2	1086	12380円/月
		要介護3.4.5	1411	16085円/月
居宅介護支援費 II (ii)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が40～59件	要介護1.2	527	6007円/月
		要介護3.4.5	683	7786円/月
居宅介護支援費 II (iii)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が60件～	要介護1.2	316	3602円/月
		要介護3.4.5	410	4674円/月
介護予防支援費		要支援1.2	472	5380円/月

法定代理受領により、介護保険給付が支払われる場合、自己負担はありませんが、利用者の保険料滞納により保険給付金が事業者へ支払われない場合、利用者は1ヶ月につき要介護度に応じて上記の料金を事業者へ支払うものとします。

②加算

項目	内容	単位数	×地域係数 11.40円 (1級地)
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合	300	3420円
特定事業所加(Ⅰ)	・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること ・小規模事業所が事業所間連携により質の高いケアマネジメントを実現していくよう事業所間連携により体制確保や対応等を行うこと ・公正中立性の確保を図る観点から利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表 ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合(一月につき)	519	5916円
特定事業所加(Ⅱ)		421	4799円
特定事業所加(Ⅲ)		323	3682円
特定事業所加算(A)		114	1299円
特定事業所医療介護連携加算	病院との連携や看取りへの対応の状況の評価	125	1425円
入院時情報連携加算Ⅰ	入院の日から3日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合	250	2850円
入院時情報連携加算Ⅱ	入院に日から4日以上7日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合	200	2280円
通院時情報連携加算	利用者の通院に同行するケアマネジャーへの評価	50	570円

通院・退所加算 (Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報をカンファレンス以外の方法により1回受けていること	450	5130円
通院・退所加算 (Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報をカンファレンス以外の方法により1回受けていること	600	6840円
通院・退所加算 (Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報をカンファレンス以外の方法により2回受けていること	600	6840円
通院・退所加算 (Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報を2回受けており、うち1回はカンファレンスによること	750	8550円
通院・退所加算 (Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報を3回以上受けており、うち1回はカンファレンスによること	900	10260円
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じし、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合（1月に2回を限度とする）	200	2280円
ターミナルケア マネジメント加算	在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る）に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て居宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合	400	4560円

(2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(3) 支払方法

保険料滞納により料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月15日までに前日分の

請求をいたしますので、14日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、電話等でお申し込みください。居宅介護支援事業所ロイヤル足立の介護支援専門員がお宅へお伺いいたします。契約を締結したのち、サービス提供が開始されます。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文章で通知するとともに、地域のほかの居宅介護支援事業所を紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設等に入所されたとき。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定が、非該当（自立）又は要支援1・2と認定された場合
- ・事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ・施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ・利用者が死亡した場合

④その他

- ・当事業所の介護支援専門員が、利用者又はご家族に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行いその改善が見込めない場合は、直ちに居宅介護支援サービスを解約することができます。この場合においても地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。
- ・利用者やご家族などが当事業所や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行いその改善が見込めない場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。この場合においても地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

6. 事故発生時の対応及び賠償責任

(1) 事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに利用者及びご家族、その他の関係者に連絡を取り必要な措置をとります。

(2) 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には必要な賠償を行います。

本書での説明をさせていただいたご家族の方は、その他のご家族を代表されて説明を受けたものとさせていただきます。

事業者

所在地 東京都足立区舎人3-1-19

事業所名 社会福祉法人愛心会
特別養護老人ホームロイヤル足立

説明者 _____

私は、事業者から本重要事項の説明を受け同意し、本書を交付されました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ ㊟

(利用者代理人) 住所 _____

氏名 _____ ㊟

利用者との関係・続柄 (_____)

以上